別記(二)

嘆願書(写)

新規定実施ニ当リ左記待遇ヲ為サレタシ

一、勤務時間ニ関スル件
勤務時間ヲ午前七時ヨリ午後七時迄十二時間勤務ニ為サレ度シ

二、回数ニ要スル件
一車一人従後回数ヲ十八回以内ト為サレタシ

三、日給ニ要スル件
日給ヲ左ノ如ク為サレ度シ
(イ)甲種運転手　金弐円
(ロ)乙種〃　金壱円四十銭
(ハ)婦人車掌　金壱円

四、回数歩合ニ要スル件
回数歩合ヲ従後ノ付運転手十一乗[illegible]ヲ三銭ニ増ト為サレ度シ

五、故障手当ニ要スル件
故障手当ヲ一時間ニ付キ運転手十銭車掌五銭ト為サレ度シ

六、乗客歩合ニ関スル件
千分ノ五十三ノ乙ヲ現金歩合ト為シ毎月二十八日給料ト同時ニ支払ハレ度シ

七、制服ニ要スル件
口約通リ速ニ市営自動車ニ準シタル制服ヲ支給セラレ度シ

給与月間会社ノ誠意ニ動シ従順トナリシ会従業員ノ誠意ニ対シ右御恩相叶
度者嘆願候也

昭和四年十月

大福乗合自動車商会従業員

労秘第二八〇三號

昭和四年十一月廿日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官殿
各庁府県長官殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知 静岡 福岡

大福乗合自動車商会従業員ノ待遇改善嘆願問題ニ関スル件（第二報）

要旨ノ右者労資双方ノ会見ノ結果従業員側ニ於テ待遇改善嘆願問題ヲ一ト際打切ルコトニシ解決ス

既報（十月二十六日労秘第二五三八号）標記商会従業員ノ待遇改善嘆願問題ノ其後従業員側ノ譲歩ニ依リ解決セルカ状況左記ノ通ニ有之

左記

一、十一月二日従業員代表服部二郎[illegible]田完三ノ両名ハ商会三根徳松（事業主代理）ノ召致ヲ受ケ三根ヨリ、本年九月制定セラレタル新規程ハ従業員ノ意思ヲ参酌シ協議ノ上実施セルモノニシテ、商会トシテハ